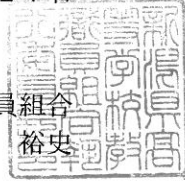


2021年1月27日

新潟県高等学校教職員組合  
執行委員長 吉田 裕史



## 県立柏崎常盤高等学校差別落書に関する件について(総括)

日頃より、本県の人権・「同和」教育の発展に対するご尽力に敬意を表します。  
さて、大変遅くなってしまいましたが、10月16日に行われた確認会を踏まえ、このたびの事案に関する総括について、下記によりご報告いたします。

### 記

#### 1 繰り返された事件の意味

今回の事件で差別的蔑称を使った生徒は、その理由を問われ、「級友の中にはリーダーシップを取れるような者がたくさんいて、そんなことができない自分たちはスクールカーストの最下位にいることを自虐的に表現した」と答えた。

仲間内での序列を差別的蔑称で表現した事件は過去にも起こっている。1990年の「新潟大学ワンダーフォーゲル部差別ペナント事件」である。登山時の道標として製作したペナントに同部部員名を「士・農・工・商・えた・非人や殿・姫」と結びつけて標記したという事件だった。この事件では、「学生たちは、部落差別がいかに非人間的なことであり、反社会的な行動であり人間の生命にかかわる最も大切な問題であることをまったく理解していなかったこと」「ペナントを作成する時、被差別部落に対する蔑称を用いて平気に遊び心で書いたこと」「自分たちの序列を身分制度になぞらえて記すことは差別意識が根底にあることから発生していること」「遊び心でうっかりやってしまったで済まされるものではないこと」などが指摘され、これを放置することは「部落差別の扇動、温存、助長」であり、将来的には「偏見・差別を拡大・拡散」させることから、徹底的な原因究明と再発防止策の提示を関係者全体が確認会で求められた。結果的に、この事件が生み出された最大の原因は「小・中・高校における『同和』教育が効果的になされてこなかった」ためであることが確認された。

今回、再び同様の事件が起こったということは、「新潟大学ワンダーフォーゲル部差別ペナント事件」で確認されたことが未だに克服できていないということであり、新高教全体でとりくみの点検を行わなければならない。

#### 2 人権・「同和」教育の本質と現状

03年8月8日、第11回県同教研究集会见附大会「第1分科会(同和問題分科会入門)」で被差別体験を聞く場が設定されたにもかかわらず参加者はわずかに26人(全体参加者数857人のうちのわずか3%)だった。「差別の現実に学ぶ」姿勢を問われた県同教加盟全団体は以後2年かけて「総括運動」にとりくんだ。

その結果、私たち新高教を始め、県同教加盟全団体は、①被差別部落に入り、当事者とかわり、差別実態を真に把握する(現地研修、被差別当事者の話を聞く研修会等) ②「同和」教育の視点(被差別の当事者・子どもの立場)に立って、さまざまな課題を抱えてつらい思いをしている目の前の子どもの保護者とかわる(家庭訪問、学力・進路保障等) ③県同教と貴機関・団体の会員に周知させる一の3視点からなる「かわる『同和』教育」を実践していくことを確認した。

今、学校現場で展開されている人権・「同和」教育の現状について言えば、いずれの学校でも、生徒に対する授業計画、教職員に対する研修計画、全生徒・教職員に対する講演会など、ひとりの年間計画なりが作られてはいる。しかしそれらをつぶさに見ていくと、授業計画づくりの前提となるべきはずの入学段階の生徒の人権・「同和」問題に対する意識や学習歴調査が欠落していたり、数多ある人権課題からひとつずつ取り上げて年1回の講演会テーマに3年持ち回りで実

施したりという現状となっている。学校現場より講師を依頼される方々からは「『同和』問題について話してくれと非常に漠然とした依頼が多い。生徒や学校等の現状に照らしてどのような視点で話してほしいのかを担当教員が伝えられない。」との話をよく聞く。講演を行うことのみで「人権・『同和』教育を行った」ことにしていないか振り返る必要がある。生徒の実態等に照らして系統立てた教育実践が地道に積み重ねられておれば、全教職員があらゆる場面で人権・「同和」教育的な指導や教育実践を展開することができるようになってはいるはずだが、19年10月に県教委が実施した「人権教育、同和教育に関する教職員意識調査」で44.3%の教職員が「指導に自信がなく、間違ったことを教えないか不安だ」と答えている。それも前回調査の33.3%から増加している。校内で人権・「同和」教育を推進する委員会の長を決めるにしても未だに特定教科の教員が偏って選任されていたり、赴任したての教員に任されたりなどの実態を聞く。

新高教全体で、再度、県同教「総括運動」の結果として導き出された「かわる『同和』教育」実践の中身を確認しなければならない。

#### 3 今事案で指摘されたことを踏まえた総括について

##### 1) 生徒の気持ちを汲み取ること

差別語を使った生徒は聞き取りの中で、「周りの生徒と比べて自分は劣っている」等のことを答えていた。そのことが当該の生徒の抱えていた辛さであり、この辛さを受け止めることが生徒との間に信頼関係を構築する端緒となる。その次の段階で、差別語に対してどこで覚えたのか、その言葉に対してどのような思いを持っていたのかなどを丁寧に聞き取らなければならない。

確認会で、「教員何人で聞き取りをしたのか」「校長が大上段に構えて訓話的な全校指導になっていなかったか」「校長や教頭などが家庭訪問に来るなどと言われれば逃げたくはないか」と、いずれも生徒を構えさせることになったのではないかと指摘された。

これは、「かわる『同和』教育」の視点である「『同和』教育の視点(被差別の当事者・子どもの立場)に立って、さまざまな課題を抱えてつらい思いをしている目の前の子どもの保護者とかわる(家庭訪問、学力・進路保障等)」ことになっていたのかということが問われたのだ。

##### 2) 部落問題学習を中心にすえた正しい人権・「同和」教育を展開すること

確認会で「江戸期の身分制に基づく差別だとか、被差別民は可哀想な者だ」というような誤った部落史観が未だにまかり通っているのか」「地元にも被差別部落があることを前提としたとりくみになっていたのか」「ネットで調べた生徒は部落差別をどのように理解したのか」などをいずれも掘り下げて聞き取ってほしいとの指摘があった。このことは、「かわる『同和』教育」のもう一つの視点「被差別部落に入り、当事者とかわり、差別実態を真に把握する」ことに通ずる。生徒に対して、入学時の意識調査や家庭訪問を通じて生徒の学びの現状を把握するとりくみがなされていたのかということ、そして教職員に対してであれば、現地研修や被差別当事者から話を聞くことによって正しい認識を形成するためのとりくみがなされていたのかということが問われたということだ。「学校の教員が話すことは子どもや保護者に大きな影響を与える。教員がまず部落史、部落問題について正しい理解をしてほしい」という声に真摯に耳を傾け、全ての学校内で負託に足る体制を作っていかなければならない。

##### 3) 本部は分会のとりくみに対して適宜必要に応じた支援を行うこと

柏崎常盤高校が18と19年度の2年間人権教育実践研究事業指定校となっていた間、本部としてまったく分会に関わっていなかった。この点を本部として猛省しなければならない。また、このたびの事案の一報がもたらされたのは分会からではなかったことや8月28日の確認会開催の報が本部に伝えられていなかった点についても、「差別事件が発生したら分会はまず本部に一報を入れる」という確認事項を本部はしっかり全分会に周知できていたのか、分会に対して事案発生後にこまめに連絡を取りながら今後の対応等について随時適切な助言等ができていたのかについて、「かわる『同和』教育」の三つ目の視点である「組織内周知」に照らして点検しなければならない。

以上